

「大阪府歯科保険医協会」との協議等議事録（要旨）

福祉局

- 1 日 時 令和 6 年 3 月 28 日（木） 14 時～16 時
- 2 場 所 大阪市役所 地下 1 階 第 1 共通会議室
- 3 団 体 名 「大阪府歯科保険医協会」
- 4 協議等の趣旨 2023 年 大阪市への要望書（生涯を通じた歯科・口腔保健の確立等を求める要望）
- 5 出 席 者
(団体側)
代表者 他 9 人
(本 市)
こども青少年局 5 人、 教育委員会事務局 2 人、 健康局 1 人、 福祉局 7 人
計 15 人
- 6 議 事
 - (1) 認可外保育施設での歯科健診について（項目 1. (2) ②）
団体要望概要
 - ・認可外保育施設における歯科検診について、資料にあるとおり令和 4 年度の実施率は約 60%となっているが、大阪市として何らかの補助制度はあるのか。本市説明概要
 - ・歯科検診については、企業主導型保育施設については 0 歳から 2 歳児を含めた全年齢に対して実施しており、その他の施設については 3 歳児以上について実施するよう指導している。
 - ・ 0 歳から 2 歳児を含めた全年齢の実施率は 60%となりますが、 3 歳児以上では 99%の実施率になる。
 - ・補助制度については、新型コロナウイルス感染症防止対策などにかかる費用に対する補助制度があるが、歯科検診を含め保育運営に係る補助制度はない。
 - (2) 公立保育所の歯科健診結果について（項目 1. (2) ③）
団体要望概要
 - ・歯科健診の対象者数、未処置歯のある児童数、喪失歯のある児童数、歯科医師に受診が必要となった児童数を確認したい。

- ・嘱託歯科医の所見における、気になる状態の指摘内容について確認したい。

本市説明概要

- ・対象者数等は文書回答のとおり。
- ・「気になる状態の指摘内容」は文書回答のとおり。併せて保護者に交付する受診報告書の記載内容について、様式を確認のうえ今後検討してまいりたい。

(3) 妊婦歯科健康診査について（項目 1. (3) ①）

団体要望概要

- ・妊婦歯科健診を医療機関で個別に受診できる体制に見直すよう要望する。また、医療機関での個別実施とする場合、特定の団体との集合契約ではなく、すべての医療機関で受診できる体制にするよう検討されたい。

本市説明概要

- ・妊婦歯科健康診査の重要性は認識しており、より受診しやすい体制について、他都市の取組みなど参考に検討してまいりたい。

(4) 歯周病検診について（項目 1. (3) ②）

団体要望概要

- ・大阪市の歯周病検診の受診率は 0.45% と他都市と比べて低く、他都市では毎年受けられることや無料であることなどにその差の理由がある。拡充の予定はあるか。
- ・5 年に 1 度だと自分がいつ対象であるかが分からないこともあるが、毎年受診できるということにはできないか。
- ・歯周病検診の取扱医療機関は現状どれくらいあるのか？
- ・歯科医師会に加盟していない医療機関も多く、すべての歯科医療機関で受診できるようにはすべきではないか？
- ・国保連合会を通じて支払う方法があるのではないか？

本市説明概要

- ・国の健康増進事業実施要領が改正され、20, 30 歳が対象者に追加されたことから、本市では令和 6 年度より、国と同じ 10 歳刻みの年齢に加えて、25, 35 歳の 5 歳刻みの年齢も追加し対象者を拡充する。
- ・大阪市の歯周病検診の考え方として、5 年に 1 度の歯周病検診をきっかけに、毎年定期的にかかりつけの歯科医で検診を受けて頂くことを考えている。
国では国民皆歯科健診の検討が進められており、本市でもその動向に注視し、動きがあればすみやかに対応していく。
- ・大阪府歯科医師会と契約し、千数百件の医療機関にご協力いただいている。
- ・本市でも課題の 1 つとは認識しているが、歯科医師会に加盟していない医療機関との個別契約となると、支払いを個々に行う必要があるなど、人的な体制確保の問題の課題もあり、現状では考えていない。
- ・特定健診などは全国的に集合契約により国保連合会を通じて支払いをしていると思うが、歯科の場合は現状そのような体制となっていない。

(5) 障がい児・者歯科診療事業について（項目1（3）②）

団体要望概要

- ・障がい児・者歯科診療事業の周知の方法を教えてください

本市説明概要

- ・→福祉局では、市ホームページへの掲載のほか、障がい者施策の概要をまとめた冊子「福祉のあらし」を作成し、区役所保健福祉課において配付することにより周知に努めている。

(6) 国民健康保険料・介護保険料の引き下げ・減免制度の拡充（項目2（2）⑤ウ）

団体要望概要

- ・こども医療費助成を受けるのに申請しなければならない明確な根拠を教えてください。
- ・他の医療証との関係は優先順位があって決まるものではないのか。
- ・申請ではなくすべてのこどもが医療費助成を受けれるようにすべき。

本市説明概要

- ・医療費助成は、こども医療費助成に限らず、基本的には申請していただくものと考えている。生活保護を受給されている場合などは医療助成の適用対象外となる。
- ・こども医療費助成のほか、ひとり親家庭医療費助成や重度障がい者医療費助成など、複数の医療費助成制度の資格を満たす場合は、どの医療費助成制度を適用するかご本人等へ選択いただき、申請していただくことにもなる。
- ・こども医療費助成制度では、令和6年4月からの所得制限撤廃にあたり、これまでこども医療費助成の対象でなかった方から生活保護等の他の資格をお持ちの方を除いて申請案内を送付しており、申請勧奨も行っている。

(7) 大阪市国民健康保険におけるマイナンバー保険証の利用率等について（項目2（2）⑥）

団体要望概要

- ・現時点でのマイナンバー保険証の利用率について教えてください。
- ・マイナンバー保険証の解除申請について、市民への周知や解除申請の受付はどのようにするのか。

本市説明概要

- ・直近で把握しているところでは、令和5年12月末時点の被保険者数に対して、令和6年1月10日時点でマイナンバー保険証の登録をしている人数で算出した率は、48.9%である。なお、実際に利用されている率は、本市にレセプトの請求が届くのにタイムラグがあるため、直近で判明している令和5年11月診療分によると、本市のマイナンバー保険証の利用率は4.25%である。
- ・解除申請に関しては、令和6年10月より、被保険者から解除の申し出があったら各保険者が受け付けて、国に報告するように国から示されている。本市国民健康保険に関しては、大阪市が保険者であることから、解除申請があれば各区役所で受け付けて解除登録を行うことになるが、市民への周知方法等については、現時点ではまだ検討していない。

(8) 生活保護指定医療機関への個別指導について（項目 3. (1) ①）

団体要望概要

- ・ 前回の協議の中で「1 件あたりの平均点数が高い」「県外の受診者が多い」といった理由から個別指導を行うという話があったが、その基準の目安を教えてほしい。

本市説明概要

- ・ 医療扶助運営要領に基づき、様々な基準を勘案して年間 10 件程度の指導対象医療機関を決定しており、個別の項目について明確な基準があるわけではない。

(9) 指導・検査対象となる指定医療機関の選定理由の明記について（項目 3. (1) ②）

団体要望概要

- ・ 指導の実施通知に選定理由を記載することは難しいのか。

本市説明概要

- ・ 医療扶助運営要領上、記載することとなっていないため、記載していない。

(10) 指導・検査対象となる指定医療機関の選定理由の明記について（項目 3. (1) ④）

団体要望概要

- ・ 国に提案したとあるが、現状も取扱は変わっていない。大阪府下でも自治体負担としている市町村がある中で、大阪市の取扱いは問題ではないか。

本市説明概要

- ・ 本市においては、生活保護に係る事務について、国が示す統一的な取扱いに基づき実施すべきであり、自治体がそれぞれ判断することは好ましくないと考えている。

(11) ケースワーカーによる医療等への介入について（項目 3. (1) ⑥）

団体要望概要

- ・ マイナンバーカードと医療券との紐づけについて、大阪市の生活保護受給者では何割程度完了しているのか。

本市説明概要

- ・ マイナンバーカードでのオンライン資格確認について、生活保護受給者においては現時点で導入していないため、把握していない。